



平成26年4月3日

各 位

会 社 名 昭和電線ホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 相原 雅憲
(コード番号 5805 東証第1部)
問 合 せ 先 経営企画部 IR・広報グループ長 菅井 幹夫
(TEL. 03-5404-6951)

高圧電力ケーブルに関する欧州委員会の決定について

当社および当社連結子会社の株式会社エクシムは、平成26年4月2日（日本時間）に、欧州委員会より、高圧電力ケーブルの取引に関して欧州競争法に違反していたとして、制裁金支払いを命ずる決定の通知を受領いたしましたので、お知らせします。

制裁金の金額は、当社単独で844,000ユーロ（約1.2億円）、当社、株式会社エクシムおよび三菱電線工業株式会社が連帯して6,551,000ユーロ（約9.3億円）となっております。

本件に関する調査は平成21年1月より開始され、その間、当社は調査に対して全面的に協力してまいりました。本件については、決定が基礎とする事実認定や法令の適用に疑義があり得るため、当社は、追って送付される詳細な決定書を受領後、内容を精査の上、適切な対応をとりたいと考えております。

なお、本件に伴う業績への影響についても、同様に内容を精査の上、改めてお知らせいたします。

以上